第5章 計画の推進

1 市民, 市民団体, 事業者, 教育関係者との協働

計画の推進にあたっては、市民、市民団体、事業者、教育関係者との協力・連携が不可欠です。行動計画の施策・事業を進めるにあたって、市民等との協働による実施を積極的に進めます。

2 男女共同参画推進センターの充実

男女共同参画推進の拠点として男女共同参画推進センターの更なる機能充実に努めます。男女共同参画推進センターは、次の4つの機能を持ち、各種事業を行います。

- 1 学習・研修
- ・講座や講演会、研修会を開催します。
- 2 相談支援
- ・男女共同参画に関する相談支援事業を行います。
- 3 交流・市民活動支援
- 市民,事業者,市民団体等の活動を支援するとともに、各主体の交流を促進します。
- 4 情報収集・提供
- ・男女共同参画に関する情報の資料収集と提供を行います。

3 推進体制の充実

男女共同参画を推進するための総合的な推進体制を充実します。

○ 宇都宮市男女共同参画推進委員会の設置

行動計画の策定および推進, その他男女共同参画に関する施策等について検討する ため, 庁内に男女共同参画推進委員会を設置します。

○ 宇都宮市男女共同参画審議会の設置

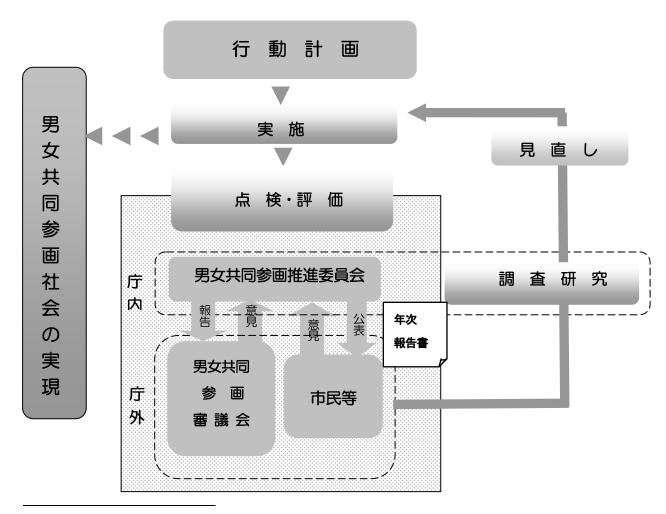
行動計画の策定または変更、進捗状況や男女共同参画の推進に関する事項に対し意見を述べるため、学識経験者や関係機関、関係分野、公募の市民などで構成する宇都宮市男女共同参画審議会を設置します。

4 計画の進行管理

宇都宮市男女共同参画推進条例第 15 条 にもとづき,毎年行動計画の実施状況について年次報告書を作成し、公表します。年次報告書について、男女共同参画審議会をはじめ、市民のみなさんから意見を聴取し、次の施策に活かします。

5 調査・研究

定期的な意識調査や必要な各種調査を実施し、施策の進捗状況を確認するとともに、 調査結果を施策に反映します。また、調査の実施と公表により、市民の男女共同参画意 識の醸成に役立てます。



¹ 条例 15 条 (年次報告)

市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。